

技能実習制度について

日本生産性本部

北浦 正行

1 技能実習制度の意義

- ・技能実習制度は、技能移転を通じた開発途上国等への国際協力を目的とし、研修・実習を通じて外国人実習生の能力形成に資することが本義と理解。
- ・その受入れ分野は、制度の対象となる開発途上国等の発展分野である一方、これら分野が我が国においては成熟した分野であることが多いため、労働力活用としての意義も大きかったものと思料。また、技能移転後に企業の海外進出につながるケースも存在。
- ・したがって、技能実習制度を今後とも外国人受け入れ政策の中で適正に位置づけるならば、この技能移転のための教育訓練効果に着目して捉えていくことが基本であることを再考し、労働力としての活用はその副次効果として考えていくことが制度の趣旨と理解。
- ・しかし、現行の制度運用においては、外国人実習生の能力形成に対する必ずしも十分な体制が整っていないことも事実であり、制度の適正化という観点からも、その技能の評価・効果測定も含めて体制の整備・確立を図ることが重要。
- ・このような能力形成や技能評価に対する体制の整備が不十分であることは、単に実質的な低賃金労働力活用の制度に過ぎないのではないかという理解につながることを考慮し、適正就労の確保と同時に能力形成の在り方の検討を急ぐべきと思料。

2 技能実習制度による能力形成効果

- ・技能実習の能力形成効果を評価するためには、技能検定を積極的に活用して、実習終了時にわたって公平な評価を行うことは、制度の趣旨からも有意義。
- ・現行制度においては、中間段階における技能検定基礎2級レベルの到達と、最終的な技能検定3級レベルの取得を目安として、能力の伸長を確認する仕組み。しかし、現状としては、特に最終目標の3級レベルの取得を担保する仕組みが整っておらず、その受験者の合格率は高いものの受験率自体は極めて低い状況で推移。
- ・その理由としては、我が国におけるこれら資格の取得が、帰国後の処遇等と直結するものでないなど、受験そのものへのインセンティブが働きにくいことなどの事情。また、そもそも実習の内容や指導方法について、個々の企業の自主的判断に委ねられるため、これら資格取得に向けた有効な教育訓練体制が必ずしも十分とは言えないこと。
- ・なお、技能実習は現場における実地の能力形成という性格であることから、その効果は、職務を通しての技能習得にとどまらず、我が国企業の就労管理や職場の人間関係の実情など広く就業上の知識・技能・スキルや職場実態を学習する機会として機能。

3 現行技能検定制度等の課題

- ・ 現行技能検定は、建設・製造の技能分野を中心とした 128 職種について設定されているが、既に規制改革の方向の下で職種の統廃合も行われ、実態に即した見直しが進行。このうち 114 職種は、都道府県が実施する方式となっており、中央職業能力開発協会の指導援助の下に、関係団体の協力によって受検申請の受付、試験の実施、採点等の実務を都道府県職業能力開発協会が担当。
- ・ 外国人実習生を対象とした基礎 1 級、基礎 2 級の受検者数は 3.9 万人であり、技能検定制度全体の受検申請者数約 21.6 万人（ただし都道府県が実施するものに限る。）に対して約 18%のウエイト（平成 24 年度）。これらに対して 3 級も約 3.0 万人と多くなっているが、日本語能力など基本的な受検能力の部分についての遅れが受験の障碍の一つとなっていると思料。
- ・ これまでも、建設系の一部職種について、3 級受検促進を図る支援事業が試行された経緯があり、研修生の母国語による基本テキストの編纂等が実施されたが、それに基づく指導方法の体系化、あるいは指導員の質向上などが不可欠な要素という理解。

4 今後における若干の課題

- ・ 我が国が今後ともアジアの諸国の中で一定の指導的地位を維持するとともに、今後のグローバル化した市場の中で我が国企業の発展基盤を形成していくためには、技術・技能の移転・普及に対する取り組みが重要であり、技能実習制度はそのひとつの中核的役割。
- ・ こうした観点に立てば、能力形成のための制度であるという本義を再確認しつつ、その実効が図られるよう、運営の適正化とあいまって、能力形成の方法の標準化や到達能力の成果測定について受け入れ企業の努力を促すとともに公的な支援等の体制整備が重要。
- ・ 技能検定については、中間段階における評価である基礎級の実施が最終目標である 3 級受験につながるよう、試験準備への支援や試験方法等に対する配慮などを検討する必要。
- ・ なお、成果測定については、技能面の評価にとどまらず、我が国の企業における就労体験によって学習したことのレポートなど、日常の実習過程における評価の積み重ねによる判断を加えることもひとつの方向と思料。
- ・ 「技能評価システム移転促進事業」が予算化されており、検定員養成や技能評価トライアルなどによって我が国の技能検定のノウハウ等をアジアの開発途上国へ移転・普及する事業が実施されているほか、中央職業能力開発協会とベトナム政府とで技能検定の覚書を署名。「技能評価システム移転促進事業」が本格的に展開されることによって、我が国の技能検定受験のインセンティブ促進につながることや、帰国後の受験によって更なる技能向上につながることも期待。